

使用承認申請書

(大飯発電所第4号機の変更の工事)

関原発第467号
2020年1月15日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号の規定により次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 関西電力株式会社 住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 取締役社長 岩根 茂樹
申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 大飯発電所 所在地 福井県大飯郡おおい町大島
申請に係る発電用原子炉施設の概要	大飯発電所第4号機 その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備 常用電源設備に係る基本設計方針に記載の設備のうち大飯幹線の1回線（大飯幹線2号線）
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事計画の認可年月日及び認可番号 平成31年 4月 8日 原規規発第 1904081 号 令和 元年12月24日 原規規発第 1912248 号
申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間	使用開始の予定年月日：2020年2月26日 使用期間 自：2020年2月26日 至：平成31年4月8日付け原規規発第 1904081 号及び令和元年12月24日付け原規規発第 1912248 号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日
使用の方法	大飯発電所に接続する500kV送電線の系統構成変更工事については、送受電可能な回線2ルート4回線のうち1ルート2回線（大飯幹線）を対象としており、大飯発電所第4号機発電設備の保安の確保上、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給する必要がある、平成31年4月8日付け原規規発第 1904081 号及び令和元年12月24日付け原規規発第 1912248 号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。

添付資料-1：使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用を必要とする理由

大飯発電所に接続する500kV送電線の系統構成変更工事については、送受電可能な回線2ルート4回線のうち1ルート2回線（大飯幹線）を対象としており、大飯発電所第4号機発電設備の保安の確保上、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給する必要がある、平成31年4月8日付け原規規発第**1904081**号及び令和元年12月24日付け原規規発第**1912248**号をもって認可を受けた発電用原子炉施設に対する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項に定められる使用前検査の合格日まで使用する。